

ひょうご出会いサポートセンター運営業務委託 企画提案プロポーザル募集要領

この要領は、「ひょうご出会いサポートセンター運営業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 業務内容

1 委託業務名

ひょうご出会いサポートセンター運営業務委託

2 業務の内容

ひょうご出会いサポートセンター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

3 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで。

4 委託金額の上限

35,192,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の委託金額は、本業務に要する経費から本業務に伴う収入（R7年度収入見込7,675,000円。事業者収入とし、本事業にかかる経費に充当すること。）を差し引いた金額とする。

※収入見込に過不足が生じた場合は、精算時に調整する。

第2 実施スケジュール

1 公募開始（要領等の公開）	令和7年	2月14日（金）	10時
2 質問票提出期限	令和7年	2月20日（木）	正午
3 応募登録票提出期限	令和7年	2月26日（水）	午後5時（必着）
4 企画提案書提出期限	令和7年	2月28日（金）	午後5時（必着）
5 審査委員会	令和7年	3月11日（火）	※予定
6 結果通知	令和7年	3月12日（水）	※予定
7 契約締結	令和7年	4月1日（火）	

第3 応募資格

1 企画提案に応募する者は、次の要件をすべて満たさなければならない。

（1）業務を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

（3）兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 提案する業務の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

第4 応募手続き

1 事務局 兵庫県県民生活部男女青少年課

住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

電話 078-362-4185 FAX 078-362-3891

E-mail danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp

2 応募書類

応募に必要な書類は、兵庫県ホームページに記載する。

(URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/deaisienn/r7_deaisc_proposal.html)

3 質問及び回答

(1) 受付期間：令和7年2月20日（木）正午まで

(2) 受付場所：上記1の事務局

(3) 提出方法：質問票（様式1）に記載のうえ、電子メールにより事務局まで提出すること。

(4) 回答方法：質問及び回答について、令和7年2月25日（火）までに県ホームページに掲載する。

4 応募登録票の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を持参又は郵送により、事務局へ提出すること。期日までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できません。

(1) 提出書類

ア 応募登録票（様式2）

イ 添付書類：法人等の概要、業務内容、運営体制が分かる書類（企業案内等）【8部】

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後5時（必着）

第5 企画提案書等の提出

1 提出方法

参加者が事務局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、事務局へ提出すること。

2 提出書類

この応募要領のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類を作成の上、正本1部、副本7部を提出すること（(1)、(4)－①、(5)は正本1部のみ提出）。

(1) 企画提案書の提出について（様式3）

(2) 企画提案書 (A4サイズ、任意様式)

※A3での作成も可とするが、その場合は、A4サイズに折り込むこと。

※別紙1「審査基準表」の項目を参考に作成すること。

(3) 見積書 (A4サイズ、任意様式)

企画提案書の内容を実施するための費用(総額は本要領第1の4に定める委託額の上限を超えない範囲で内訳も示すこと。)を明らかにした見積書に所在地、法人等の名称、代表者職氏名を記入の上、提出すること。

本業務に伴う収入見込み7,675,000円を含めた見積書とすること。

(4) 法人等の概要書(様式4)

添付書類:①商業登記簿謄本(原本)又は登記事項証明書(原本)

②事業報告書及び財務諸表(直近の3事業年度分)

(5) 応募資格誓約書(様式5)

3 提出期限 令和7年2月28日(金)午後5時(必着)

第6 委託候補者の選定方法等に関する事項

1 委託候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査は、プレゼンテーション等により行う。なお、状況に応じて、オンライン会議システムを活用したプレゼンテーション(機材・通信費等の費用は参加者負担)や書面審査に変更することがある。

(2) 企画提案の実施に要する費用の総額(消費税含む)が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

2 プレゼンテーション等の実施

(1) 実施日 令和7年3月11日(火)(予定)

(2) 実施場所 兵庫県庁内会議室又はその周辺会議室

(3) 実施方法 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーション又は書面審査を行う。審査方法等の詳細については、参加者に別途通知する。

第7 当選者の選考、決定及び通知の方法

1 選考について

審査委員会において、別紙1「審査基準表」の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて提出書類の内容の確認及び補正依頼、追加書類の提出依頼、ヒアリングを行うことがある。

2 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

なお、選考結果については、文書で通知する。

3 当選後の取り扱い

当選者は、「ひょうご出会いサポートセンター運営業務」の委託候補者となる。

第8 その他

1 契約に関する留意事項

- (1) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県男女青少年課と受託者との協議により項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県男女青少年課と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 委託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは委託候補者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 委託候補者は、契約に際し、兵庫県財務規則第100条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第100条各号に該当する場合は全部又は一部を免除する。
- (5) 委託候補者は令和7年4月1日から円滑に業務を行えるよう、令和7年3月31日までに前運営事業者からの業務引継ぎを完了させ、事業の空白期間が発生しないよう留意すること。引継ぎにあたって、委託候補者にかかる旅費等の費用が発生する場合は、委託候補者が負担すること。
- (6) 本事業は令和7年度の予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

2 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 提出書類にかかる留意事項

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- (2) 提出書類は、非公開とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。その場合は、代表となる法人を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負う。なお、当該共同事業体の各構成員が「第3応募資格」を全て満たすことを必要とする。

当プロポーザルに対し同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

代表となる法人及び共同事業体を構成する法人の変更は、原則として認めない。ただし、共同事業体を構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがある。

共同事業体等により参加する場合は、「第4応募手続き」に定める応募登録票(様式2)の提出と同時に、「共同事業体協定書兼委任状」に事業体の組織規定や会則等の写

しを添付して、8部(正本1部、副本7部)提出すること。また、応募登録票(様式2)法人等の概要書(様式4)応募資格誓約書(様式5)について、すべての構成員分を提出すること。(添付書類含む。)

(6) 提出書類についてこの書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(8) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

4 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

審査基準表

審査項目	審査基準(着眼点)
全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に本事業の目的及び内容等の理解度が高く、仕様書を踏まえ、目的を達成するための提案がされているか。 ・過去の実績も含め、事業の実施計画は実現性が高いか。 ・仕様書の内容を確実に履行できるか。 ・令和7年4月1日から円滑に事業を遂行できる能力及び計画を有しているか。
センターの運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本事業を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数、お見合い数、交際数及び成婚数を増加させるための工夫がみられるか。成果の拡大が見込めるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・会員等からの問い合わせ・相談について、適切な対応ができる能力・体制を有しているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及びセキュリティに関する内容は、適切か。
出会いイベント及び結婚力アップセミナーに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いイベント及び結婚力アップセミナーの実施に係るノウハウを持ち、事業計画、類似業務実績等から質の高さが期待できるか。
結婚支援コンシェルジュ及び結婚支援ボランティア等を対象とした研修に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・コンシェルジュの人は適切か。 ・県内市町等が実施している結婚支援の取組を適切に支援できる提案がされているか。 ・結婚支援ボランティアの資質向上につながる効果的な提案がされているか。
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容や投入資源の総量に比較して、見積額は適正か。